

委託業務や物品購入の契約に係る保証人制度を変更します

これまで、契約金額500万円以上の業務委託や物品購入などの契約の際には、請負者に加え、保証人を立てての契約締結を行っていましたが、今後はその要件を緩和します。

改正内容

【現行】 保証人が必要（契約保証金は免除）



【変更後】

選択制	保証人	契約保証金(担保も含む)※
保証人を立てる場合	必要	免除
保証人を立てない場合	不要	必要

※ 契約保証の種類

現金納付、有価証券等、銀行等の保証、公共工事履行保証証券(履行ボンド)、
履行保証保険証券

契約保証金の金額

契約金額の10分の1以上（建設工事と同じ）

単価契約の場合は契約単価に予定数量を乗じて得た金額の10分の1以上

適用する時期

令和7年7月1日以降、入札公告または指名通知を行うものから適用します。

備考

- 丸亀市契約規則第32条各号に該当する場合、契約保証金の納付を免除することがあります。
- 納付された契約保証金は、業務等完了後に請負者の請求により、返還します。（利子は付きません。）